

令和8年度一時預かり保育事業について

事業内容

保護者の就労、傷病、出産、又はリフレッシュ(育児疲れの解消)等のために、一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス事業です。

対象者

就学前児童

※ 生後6か月以上の児童(発達状況によります)

※ 原則、保育園・認定こども園・幼稚園等に在園している場合は利用不可。

申込方法

申込みは各実施園で受け付けています。申込みは2園まで受付可能です。

事前の申込みが必要となりますので、詳しくは各実施園にお問合せください。

保育時間

平日 :8時～16時

土曜日:8時～12時30分

保育期間

ご利用の内容によって日数等の制限があります(申込園数を問わず、リフレッシュを目的とする場合は週1回まで利用可。その他の場合は1か月最大14日間利用可)。

保育料・給食費

日額 保育料2,000円 3～5歳児クラスは別途、給食費がかかります。

※ 給食費は330円です。実費を徴収する関係上、金額を変更することがあります。

※ 保育園を利用した場合の保育料・給食費は、利用月の翌月にご自宅に郵送される納付書で納期限までに納付してください。(私立保育園の給食費は、各園で納付方法が異なります。)

※ 保育料・給食費の滞納がある場合、一時預かり保育の利用を制限させていただくことがあります。

令和8年度実施園(27か所)

次ページ一覧記載の市内保育園等27か所で事業を実施しています。施設種別については区分欄をご確認ください。(公立:公立保育園、私立:私立保育園、私立小:私立小規模保育事業所)

利用のキャンセル

キャンセル及びキャンセル時の給食費の取扱いについては、各園にご確認ください。

実施園一覧

区域	園名	区分	所在地	電話番号	備考
中央区域 (一号線の北)	じぶんみらい保育園 日名南	私立小	日名南町 21-8	0564-64-1745	(※2)
	八帖保育園	公立	八帖北町 21 番地 1	0564-23-2911	
	るんびにー保育園	私立	能見通1丁目 93 番地	0564-21-8526	
中央区域 (一号線の南)	エンジェルキッズ 竜美丘園	私立小	明大寺町字荒井29-3 明大寺町カネノク竜美丘2階	0564-73-6675	(※2)
	奈良井保育園	公立	竜美南二丁目 8 番地 1	0564-53-7366	
	六名南保育園	公立	六名南 2 丁目 7 番地 7	0564-52-4100	
	明德保育園	私立	明大寺本町 3 丁目 33	0564-22-0474	
岡崎区域	浄華保育園	私立	若松町字西之切 47 番 2	0564-64-7770	
	白鳩保育園	私立	針崎町字朱印地 3 番地	0564-51-5035	
	福岡保育園	公立	上地町字丸根 47 番地 2	0564-51-9117	
	みなみ保育園	私立	戸崎町字壺丁田 51 番地	0564-51-3352	
矢作区域	島坂保育園	公立	島坂町字川田 54 番地	0564-31-6000	(※1)
	矢作西保育園	公立	西本郷町字和志山 101 番地 4	0564-31-5502	
岩津区域	岩津保育園	私立	岩津町字東山 29 番地 2	0564-45-5525	
	岩松保育園	公立	奥殿町字根屋敷 11 番地	0564-45-3532	(※1)
	大樹寺保育園	公立	鴨田町字広元 14 番地 1	0564-22-5144	
	大門保育園	私立	大門四丁目 4 番地 2	0564-24-6402	
	はな保育室かみさと	私立小	上里二丁目 14 番地 18	0564-64-2310	(※2)
	細川保育園	公立	細川町字長原 47 番地 6	0564-45-2501	
大平区域	岡保育園	私立	岡町字大谷口 7 番地 1	0564-51-2795	
	美合保育園	私立	美合町字平地 4 番地	0564-51-2305	
六ツ美区域	中島保育園	私立	中島町字町後 86 番地	0564-43-4648	
	むつみ保育園	私立	法性寺町字色子 16 番地	0564-52-9359	
	六ツ美中保育園	公立	下青野町字祐知 35 番地	0564-43-2660	(※1)
	六ツ美南保育園	公立	中島東町二丁目 4 番地	0564-43-2645	
東部・額田 区域	竜谷保育園	公立	竜泉寺町字笹口 5 番地	0564-52-4105	(※1)
	豊富保育園	公立	檜山町字西原 98 番地 2	0564-82-3039	

(※1)3歳未満(当該年度の4月1日現在)の児童のみの利用となり、土曜日の利用はできません。

(※2)3歳未満(当該年度の4月1日現在)の児童のみの利用を予定しています。

利用条件等について

必要書類は父・母それぞれの提出が必要です(※を除く)

(表1)岡崎市民のかた

利用事由(保護者の状況)		必要書類	利用条件
リフレッシュ	冠婚葬祭	—	冠婚葬祭日のみ
	学校行事		学校行事のみ
	育児疲れ解消		—
	幼稚園児の長期休暇		幼稚園児の長期休暇中のみ
就労	就労証明書	仕事の日のみ	
産前産後	就労外申立書+母子手帳の写し	産前産後の8週間(多胎児の場合は産前14週間、産後8週間)のみ(入院中含む)	
疾病	就労外申立書+診断書の写し	診断書記載の期間のみ	
障がい	就労外申立書+障害者手帳の写し	—	
通院	診断書の写し	通院日のみ	
看護	就労外申立書+診断書の写し	診断書記載の期間のみ	
災害復旧	就労外申立書+罹災証明書	—	
就学	就労外申立書+在学証明書+カリキュラム	学校がある日のみ	
育児休業	就労証明書、もしくは会社が発行した育児休業の通知の写し	3~5歳児クラスのみ	
求職活動	求職活動申立書	就職活動・面接日のみ	
裁判員選任(※)	裁判所からの証明書	選任手続日・公判日のみ	

(表2)岡崎市民以外のかた

利用事由(保護者の状況)	必要書類	利用条件
里帰り出産(※)	母子手帳の写し	保護者を祖父母(申込者)とし、産前産後の8週間(多胎児の場合は産前14週間、産後8週間)のみ(入院中含む)
里帰り介護	診断書	祖父母を保護者として、診断書に記載されている期間のみ
裁判員選任(※)	裁判所からの証明書	選任手続日・公判日のみ
祖父母による引取り	—	市外在住の両親が保育できず、岡崎市内の祖父母が引き取った場合で、祖父母が(表1)の利用事由に該当する状況

お問合せ先

岡崎市こども部 保育課 電話0564-23-6144 FAX0564-23-6540

一時預かり保育利用に係る幼児教育・保育無償化について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行により、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されました。

一時預かり保育の利用料について、無償化の対象となるためには、予め「保育の必要性の認定」を受けるなどの事務手続きが必要となります。

【無償化の内容】

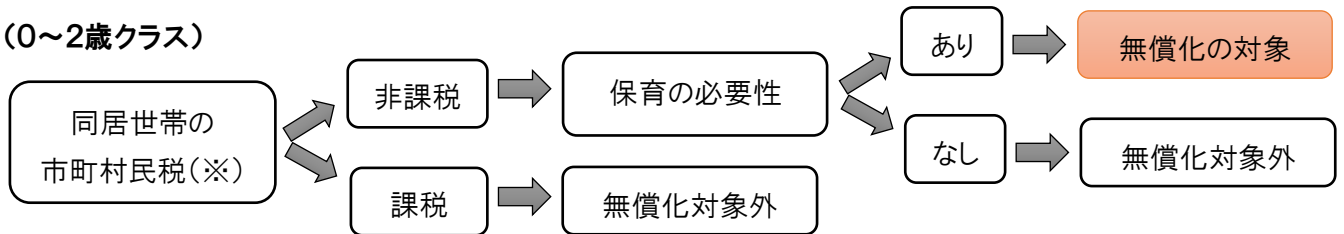
○対象者

3歳から5歳までの子ども、及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どものうち、「保育の必要性の認定」を受けた子ども。

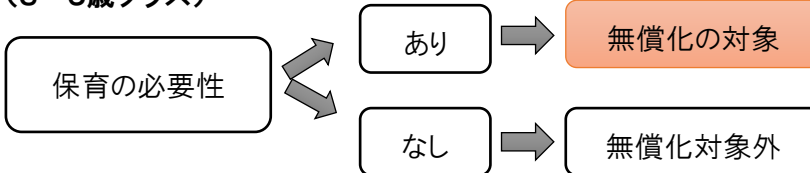
※ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件、月60時間以上の就労など)があります。

○対象者の判断フロー

(0～2歳クラス)



(3～5歳クラス)



※ 9月以降に認定を受ける場合は現年度の課税、8月以前に認定を受ける場合には前年度の課税を確認してください。

○対象料金

利用料(一時預かり保育料)が無償化の対象です。

※ 3～5歳児クラスの給食費は対象外です。

【手続き】

「保育の必要性の認定」を受ける事務手続きは、一時預かり保育を利用する月の前月25日までに手続きの申込みをしてください。詳しくは、保育課または利用登録のある施設にお問合せください。